2　弁済
⑴　基本弁済
本件一括弁済日に、前述１⑴アによる免除後の一般更生債権額（以下「免除後一般更生債権額」という。）について、25パーセントの割合により算定される弁済額（別表８「一般更生債権弁済計画表」記載の「弁済額」欄記載の金額）を弁済する。
⑵　追加弁済
下記の追加弁済原資金額を、免除後一般更生債権額と大鳥の更生計画における免除後一般更生債権額との合計額で除して追加弁済率を算出する。
（なお、大鳥の更生計画において、一般更生債権についての「権利の変更及び弁済方法」の定めは、本更生計画と同旨である。）
各免除後一般更生債権額に当該追加弁済率を乗じて算出された金額を、管財人が裁判所の許可を得たうえで、各一般更生債権者の追加弁済額として、追加弁済日に追加弁済する。
なお、追加弁済原資が存しない場合は、追加弁済は行わない。また、管財人は前述⑴の基本弁済と追加弁済とを同日に行うことができる。
記
追加弁済原資金額は、以下の［弁済原資項目］の合計額から、以下の［弁済項目］の合計額を控除した残額とする。
［弁済原資項目］
ア　本件スポンサー契約で定めるアンダーツリーによる支援金額
イ　基準日現在における更生会社等の現預金残高
［弁済項目］
ア　一定の共益債権（本件スポンサー契約に基づき前述の［弁済原資項目］から支出することが定められている共益債権）
イ　更生会社等の更生手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用に係る共益債権
ウ　更生会社等の更生計画に基づく更生担保権の弁済額
エ　更生会社等の更生計画に基づく優先的更生債権の弁済額
オ　更生会社等の更生計画に基づく本件一括弁済日における一般更生債権の弁済額
カ　金馬車の更生計画に基づいて支払われる敷金・保証金の支払見込額
3　グループ間債権に関する特則
大鳥及び金馬車が更生会社に対し債権届出をしているグループ間の一般更生債権（別表８「一般更生債権弁済計画表」の※の一般更生債権）については、第８章記載の合併完了時に、混同により消滅するものとし、弁済を行わない。
第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所等
1　本更生計画による弁済は、弁済時における第８章記載の吸収合併後の吸収合併存続会社であるアンダーツリー東京の本社である茨城県日立市幸町二丁目１番10号において行う。ただし、弁済を実施する時点で支障がある場合には、管財人の法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目１番１号丸の内マイプラザ13階　あさひ法律事務所）において行う。なお、更生担保権者又は一般更生債権者が預金口座を指定しその口座への振込を求めた場合には、アンダーツリー東京の振込手数料負担において、債権者の指定する口座に円貨を振り込む方法で行う。
アンダーツリー東京が、弁済額に対して源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を交付ないし送金する。
2　租税等の請求権の納付は、徴収権限を有する者の指定する場所において行う。
3　弁済日が銀行法15条１項に定める銀行の休日である場合は、翌営業日に弁済を行う。
第２　放棄・取下債権の取扱い
更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄・取下後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。
第３　債権譲渡等の取扱い
更生債権等届出期間末日の翌日以降に更生債権等の譲渡又は移転がされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。債権の一部について譲渡又は移転がなされたときは、新旧権利者は、移転後の債権額に応じて免除額を按分負担し、免除後の各弁済額を按分取得する。
第４　端数処理、弁済充当の方法
本章の基準による更生債権者及び更生担保権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げる。
また、弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息及び損害金を含む場合は、充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、同じ性質の債権については発生が古いものから順次充当する。
第４章　未確定の更生債権等の取扱い
更生会社には未確定の更生債権等は存在しない。
第５章　担保権等の措置
第１節　担保権等の処理
第１　存続する担保権
1　通則
別表９「担保権の目的物一覧表」記載の不動産（以下「本件不動産」という。）を目的とする担保権は、更生計画認可決定後も別表10「存続する担保権一覧表」の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続する。ただし、存続する担保権の間の共同担保関係は、更生手続開始決定の時に共同担保権関係にある限りで存続し、それ以外の存続する担保権の共同担保関係は、更生計画認可決定の時に消滅する。
別表10「存続する担保権一覧表」記載の担保権者は、管財人からの書面による要請があった後２週間以内に、極度額を同別表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
ただし、担保権者は、担保権が消滅した後は、当該担保権の極度額の変更に係る登記手続を省略し、担保権の抹消登記手続を行うこととする。
本件不動産を目的とする担保権は、本件一括弁済日に消滅する。
2　抹消登記手続
前述１により、担保権が消滅するのと同時に、当該担保権の担保権者は、管財人からの書面による要請に従い、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
第２　火災保険
1　別表10「存続する担保権一覧表」記載の物件を目的として更生会社が更生計画認可決定時に締結している火災保険契約は、保険期間満了後も順次更新し、同別表記載の担保権者のために、火災保険契約上の債権の上に、その順位に従い、残存する被担保債権の限度で質権を設定する（以下「保険金質権」という。）。
2　保険金質権は、その担保する更生担保権及び更生債権が消滅したときに消滅する。当該質権の設定を受けた債権者は、質権の消滅後直ちに当該質権の解除手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
第３　存続しない担保権
1　前述第１の１に従い存続する担保権以外の担保権は、更生計画認可決定の日に消滅する。